

福岡県暴力団排除条例施行規則新旧対照表

平成 22 年 3 月 1 日
福岡県公安委員会規則第 3 号

(改正部分は、下線部分である。)

旧	新
<p>目次～第 1 条 (略)</p> <p>(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設)</p> <p>第 2 条 条例第 13 条第 1 項第 9 号に規定する福岡県公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社会教育調査規則(昭和 35 年文部省令第 11 号)第 3 条第 1 号の青少年教育施設</p> <p>第 3 条～第 18 条 (略)</p> <p>(命令の送達に係る書類)</p> <p>第 19 条 条例第 23 条の 4 第 1 項の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第 13 条の 2 第 2 項、第 14 条の 2 第 5 項又は第 20 条の 2 第 4 項の規定による命令 中止命令書(様式第 19 号)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第 20 条～様式第 9 号 (略)</p>	<p>目次～第 1 条 (略)</p> <p>(暴力団事務所の開設又は運営を禁止する区域の基準となる施設)</p> <p>第 2 条 条例第 13 条第 1 項第 14 号に規定する福岡県公安委員会規則で定める施設は、次に掲げる施設とする。</p> <p>(1) (略)</p> <p>(2) 社会教育調査規則(昭和 35 年文部省令第 11 号)第 3 条第 1 号の青少年教育施設及び同条第 13 号の<u>体育施設(地方公共団体が設置した体育施設に限る。)</u></p> <p>第 3 条～第 18 条 (略)</p> <p>(命令の送達に係る書類)</p> <p>第 19 条 条例第 23 条の 4 第 1 項の公安委員会規則で定める書類は、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定めるとおりとする。</p> <p>(1) 条例第 13 条第 3 項、<u>第 13 条の 2 第 2 項</u>、第 14 条の 2 第 5 項又は第 20 条の 2 第 4 項の規定による命令 中止命令書(様式第 19 号)</p> <p>(2)～(5) (略)</p> <p>第 20 条～様式第 9 号 (略)</p>

様式第10号（第12条関係）

（表）

第 号
身分証明書
階 級
氏 名
54.0
上記の者は、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第21条第2項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。
年 月 日
福岡県公安委員会 印
85.6

（裏）

福岡県暴力団排除条例（抜粋）

（調査）

第21条 公安委員会は、第13条の2第1項、第14条の2第4項、第15条第2項、第17条の3、第18条第2項、第18条の2、第19条第2項、第20条第2項若しくは前条第1項から第3項までの規定に違反する行為が行われた疑いがあると認めるとき、又は第13条の2第2項若しくは第3項、第13条の3第1項若しくは第2項、第14条の2第5項若しくは第6項若しくは前条第4項から第7項までの規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、暴力団員が第13条の2第1項若しくは前条第1項から第3項までの規定に違反する行為をした疑いがあると認めるとき、又は第13条の2第2項若しくは第3項、第13条の3第1項若しくは第2項若しくは前条第4項から第7項までの規定による命令の履行を確保するために必要があると認める場合であって、前項の規定による説明又は資料の提出によっては、その目的を達することができないと認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に暴力団事務所立ち入り、物件を検査させ、又は暴力団員その他の関係者に対し、質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第25条 1～4 （略）

5 第21条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

6 （略）

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第11号～様式第18号 （略）

様式第10号（第12条関係）

（表）

第 号
身分証明書
階 級
氏 名
54.0
上記の者は、福岡県暴力団排除条例（平成21年福岡県条例第59号）第21条第2項の規定による立入検査に従事する警察職員であることを証明する。
年 月 日
福岡県公安委員会 印
85.6

（裏）

福岡県暴力団排除条例（抜粋）

（調査）

第21条 公安委員会は、第13条第2項、第13条の2第1項、第14条の2第4項、第15条第2項、第17条の3、第18条第2項、第18条の2、第19条第2項、第20条第2項若しくは前条第1項から第3項までの規定に違反する行為が行われた疑いがあると認めるとき、又は第13条第3項、第13条の2第2項若しくは第3項、第13条の3第1項若しくは第2項、第14条の2第5項若しくは第6項若しくは前条第4項から第7項までの規定による命令の履行を確保するために必要があると認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、暴力団員その他の関係者に対し、説明又は資料の提出を求めることができる。

2 公安委員会は、暴力団員が第13条第2項、第13条の2第1項若しくは前条第1項から第3項までの規定に違反する行為をした疑いがあると認めるとき、又は第13条第3項、第13条の2第2項若しくは第3項、第13条の3第1項若しくは第2項、第14条の2第5項若しくは第6項若しくは前条第4項から第7項までの規定による命令の履行を確保するために必要があると認める場合であって、前項の規定による説明又は資料の提出によっては、その目的を達することができないと認めるときは、公安委員会規則で定めるところにより、この条例の施行に必要な限度において、警察職員に暴力団事務所立ち入り、物件を検査させ、又は暴力団員その他の関係者に対し、質問させることができる。

3 前項の規定による立入検査をする警察職員は、その身分を示す証明書を携帯し、関係者に提示しなければならない。

4 第2項の規定による立入検査の権限は、犯罪捜査のために認められたものと解釈してはならない。

第25条 1～4 （略）

5 第21条第2項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、又は同項の規定による質問に対して答弁せず、若しくは虚偽の答弁をした者は、20万円以下の罰金に処する。

6 （略）

備考 図示の長さの単位は、ミリメートルとする。

様式第11号～様式第18号 （略）

中止命令書

第 号
年 月 日

殿

警察署長 印

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対し、福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)第 条第 項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

(A4)

様式第19号(その2)～様式第24号 (略)

中止命令書

第 号
年 月 日

殿

(福岡県公安委員会又は警察署長名) 印

命 令 を 受 け る 者	本(国)籍	
	住 所	
	氏 名	
	生年月日	

上記の者に対し、福岡県暴力団排除条例(平成21年福岡県条例第59号)第 条第 項の規定により、下記のとおり命令する。

記

命 令 の 内 容	
-----------	--

(A4)

様式第19号(その2)～様式第24号 (略)